

2026 奈良県と奈良市で

4/1  
から

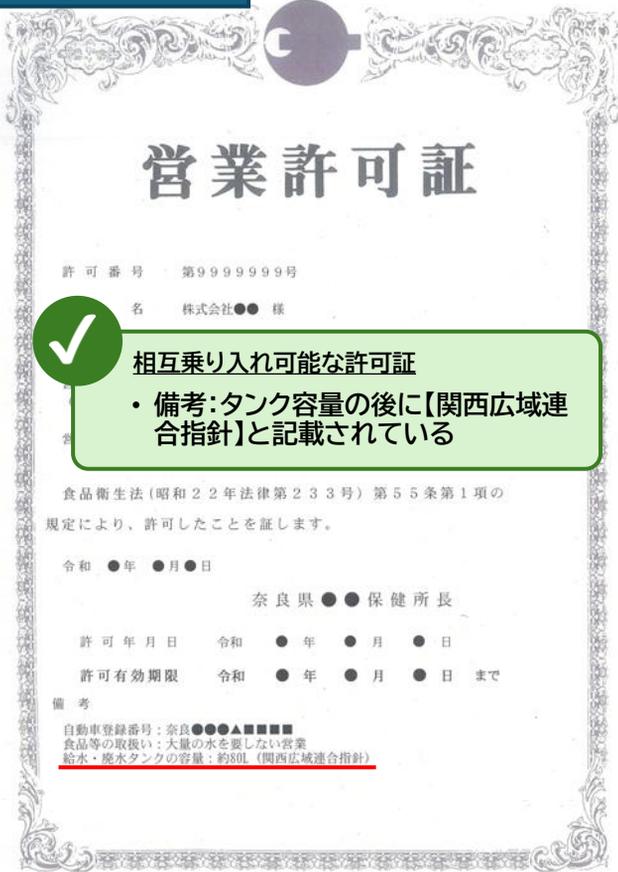
# 自動車飲食店営業許可が 一本化されました！



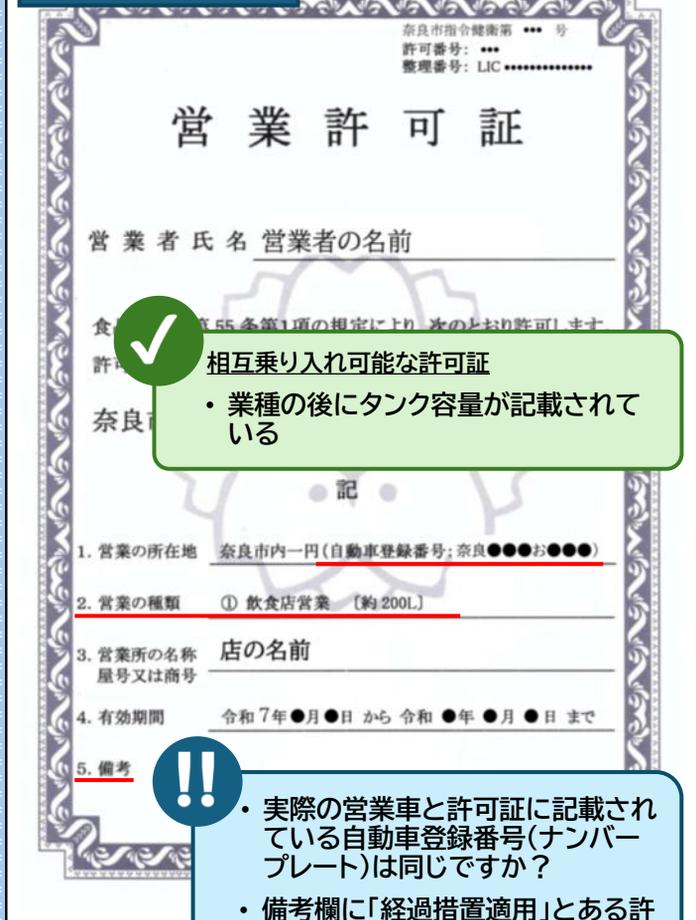
令和7(2025)年6月1日から「ビジネスしやすい関西」に向け、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県の県、政令市及び中核市において、自動車飲食店営業の施設基準が共通化されました。また、令和8年4月1日付で奈良県及び奈良市の間で協定が結ばれたことを受け、奈良県または奈良市で自動車飲食店営業許可を取得している自動車であって、関西広域連合で共通化された基準(指針)を満たしていれば、どちらか一方の許可だけで奈良市を含めた奈良県全域で営業することができることとなりました。(奈良市-奈良県以外の自治体へは乗入れできません。)

次の許可証であれば、奈良市-奈良県間で相互乗入れできます。

## 奈良県 許可証例



## 奈良市 許可証例



奈良県ホームページ



奈良市ホームページ



詳細については、許可を取得した保健所にお問い合わせください。

奈良市保健所(TEL:0742-93-8395)